

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞
..... (総務局行政部振興企画課) 一
- 都市計画事業の認可 (二件) (都市整備局都市基盤部街路計画課) 一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) 二
- 都営住宅の廃止
..... (都市整備局都営住宅経営部経営企画課) 二
- 都営住宅の使用料の変更
..... (同) 三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等
..... (同) 六
- 都営改良住宅の廃止
..... (同) 七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更
..... (同) 八
- 都営住宅の駐車場の廃止
..... (同) 九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更
..... (同) 九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)
..... (環境局環境改善部化学物質対策課) 九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除
..... (同) 三

公告

- 鳥獣保護区の存続期間の更新
..... (環境局自然環境部計画課) 三
- 救急医療機関の協力申出の撤回
..... (福祉保健局医療政策部救急災害医療課) 三
- 都道の供用開始
..... (建設局道路管理部路政課) 三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (二件)
..... (建設局道路管理部監察指導課) 五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
..... (生活文化局都民生活部管理法人課) 七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
..... (同) 八
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
..... (同) 九
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出
..... (同) 一〇
- 管理処分計画の変更
..... (都市整備局市街地整備部再開発課) 一〇
- 開発行為に関する工事を完了
..... (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) 一〇

告示

●東京都告示第七百八十五号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。) の規定による行政処分について、法第十四条の第三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の第三項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一期日

平成二十八年十一月七日 午前十一時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十三階 調整室

三 被聴聞者

(一) 氏名

横山 一行

(二) 事務所の名称

横山一行法務行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

江戸川区平井三丁目八番四号ひかり荘二〇二

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇九〇八一八二五号

●東京都告示第七百八十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画道路事業区画街路葛飾区画街路第四号線及び葛飾区画街路第六号線

三 事業施行期間

平成二十八年十月三十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 葛飾区四つ木一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路練馬区画街路第一号線

三 事業施行期間 平成二十八年十月三十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 練馬区早宮三丁目及び練馬二丁目 各地内 使用の部分

練馬区早宮三丁目及び練馬二丁目 各地内

●東京都告示第七百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき調布駅北第1A地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称 調布駅北第1A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成二十三年十月十四日から平成三十年三月三十日まで

三 施行地区

構造及び規模

戸数

名称 位置 文花一丁目アパート(7、9、10、11、12号棟) 墨田区文花一丁目二十九番 中層耐火 三七・〇平方メートル 一五〇戸

豊洲四丁目アパート(7号棟) 江東区豊洲四丁目五番 同右 三六・四平方メートル 四〇戸

豊洲四丁目アパート(8、13号棟) 江東区豊洲四丁目五番ほか 同右 三九・〇平方メートル 七〇戸

豊島三丁目アパート(1号棟) 北区豊島三丁目十一番 同右 同右 二五戸

坂下一丁目アパート(7、8号棟) 板橋区坂下一丁目九番 同右 同右 六〇戸

坂下一丁目アパート 同右 同右 三六・二平方メートル 三〇戸

四 調布市小島町一丁目及び小島町二丁目各地内 事務所の所在地及び設立認可の年月日 調布市小島町一丁目三十五番地四 平成二十三年十月十四日

五 変更の内容

事務所の所在地を調布市小島町一丁目三十六番地十六に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十八年十月三十一日

●東京都告示第七百八十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

（9号棟）

●東京都告示第七百九十号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、平成二十八年十一月一日から実施するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,500
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山11-3	40.7	1	40,300	160,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	77,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,400	58,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,500	59,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,200	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,200	72,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	25,900	45,600
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	3	44,000	65,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,100	38,600
一般都営	中層耐火	白河三丁目アパート(7号棟)	江東区白河3-9	33.4	1	26,800	48,400
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,200	32,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,200	35,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	48,000
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	78,400
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	43,600
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(1号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	46,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,700
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	82,500
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	67,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	77,000
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート(2号棟)	杉並区和田1-33	42.3	1	32,100	57,600
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート(2号棟)	杉並区久我山1-3	33.4	1	24,400	49,000

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	29,400	53,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,100	43,300
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	42.3	1	34,600	63,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	50,200
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,200	54,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(2号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	40,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100	40,600
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート(1号棟)	板橋区若木1-11	51.0	1	39,900	76,100
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(6号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	43,000	77,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート(2号棟)	練馬区春日町3-18	55.9	1	44,400	89,300
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	59,000
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	2	43,500	81,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	94,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	伊興町見通アパート(1号棟)	足立区西竹の塚1-11	61.5	1	47,600	85,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	62,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-12	39.0	1	27,700	38,700
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-15	51.0	1	36,600	56,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	35,100	59,300
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(1号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	44,200	79,600
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(3号棟)	足立区六月2-8	51.0	1	37,400	62,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,400
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(4号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(7号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(1号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(1号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,900	39,300
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(1号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	2	22,800	35,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)	足立区谷在家3-22		37.9	1	25,900	39,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34		37.9	2	26,700	34,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (12号棟)	足立区辰沼1-2		38.3	1	26,900	40,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (13号棟)	足立区辰沼1-2		38.3	1	26,900	40,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (14号棟)	足立区辰沼1-2		38.3	2	26,800	43,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (6号棟)	足立区六木1-5		35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (11号棟)	足立区六木1-5		35.7	1	24,400	37,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5		40.5	1	27,800	43,900
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (3号棟)	足立区鹿浜5-24		35.7	1	24,300	37,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (4号棟)	足立区鹿浜5-24		33.4	1	22,800	35,400
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (5号棟)	足立区鹿浜5-24		35.7	1	24,300	37,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (12号棟)	足立区鹿浜5-24		41.0	1	28,500	44,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)	足立区舎人6-10		42.3	1	29,800	39,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (13号棟)	足立区舎人6-13		51.0	1	35,900	48,100
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)	足立区舎人6-14		43.6	1	30,700	41,500
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート (46号棟)	足立区青井5-12		55.9	1	41,500	76,600
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (5号棟)	足立区六木3-39		55.9	1	40,200	68,900
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (1号棟)	葛飾区南水元1-24		59.6	1	44,300	78,300
一般都営	中層耐火	北小岩一丁目アパート (5号棟)	江戸川区北小岩1-14		55.9	1	44,300	77,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3-4		34.4	2	25,500	43,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8		55.9	1	44,400	77,400
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (2号棟)	八王子市南大谷町45-2		39.0	1	19,000	37,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-1号棟)	八王子市松が谷18		51.1	1	26,300	43,100
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)	三鷹市下連雀7-15		48.1	1	35,700	74,600
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (5号棟)	三鷹市上連雀7-24		51.0	1	37,300	73,000
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀6-22		63.2	1	49,000	103,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市上連雀9-31		55.9	1	41,000	77,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート (1号棟)	三鷹市上連雀9-13		51.0	1	37,300	72,600
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (1号棟)	府中市新町2-57		62.1	1	38,700	88,600
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (2号棟)	府中市天神町2-10		62.1	1	40,000	91,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8		45.1	2	25,200	54,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町8-1		53.5	2	32,000	77,800
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (3号棟)	調布市深大寺町8-24		62.1	1	38,100	91,900
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (4号棟)	調布市佐須町4-1		62.1	1	39,300	91,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (1号棟)	調布市染地1-1		60.2	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート (2号棟)	調布市染地1-1		60.2	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (7号棟)	調布市染地3-3		55.9	1	32,600	74,300
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (4号棟)	町田市巾着町4-7		59.6	1	35,900	82,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (5号棟)	町田市巾着町4-7		59.6	1	35,400	77,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (12号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,600	60,000
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (4.6号棟)	町田市森野2-2		55.9	1	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (8号棟)	町田市山崎町840		60.9	1	32,300	57,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,900	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (7号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,900	59,200
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (5号棟)	小金井市東町3-10		55.9	1	35,600	84,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (6号棟)	東村山市萩山町2-13		60.2	1	35,500	72,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (2号棟)	東村山市萩山町2-13		61.3	1	37,200	79,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (2号棟)	東村山市秋津町5-1		62.1	1	37,800	79,300
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (1号棟)	国立市北3-25		39.6	1	20,400	48,100
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート (2号棟)	国立市東3-3		42.3	1	25,200	62,200
一般都営	中層耐火	国立東四丁目アパート (1.7号棟)	国立市東4-6		59.6	1	38,100	90,000
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8		55.9	2	35,200	78,200
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (4号棟)	西東京市北原町2-12		62.1	1	39,000	86,900
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (1号棟)	西東京市南町1-1		51.0	1	29,400	67,300
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (2.5号棟)	西東京市南町4-22		48.1	1	28,900	67,000
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (4号棟)	西東京市西原町1-7		56.8	1	35,100	77,700
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町1-5		61.5	1	39,400	88,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (6号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (8号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (10号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (13号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート (27号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (29号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,600	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (38号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (40号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.3	1	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (4号棟)	清瀬市竹丘1-5		63.1	1	36,100	71,000
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート (2.2号棟)	清瀬市元町2-25		60.5	1	35,800	74,900

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市	諏訪3-1	58.0	1	31,000	62,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (1-2-1号棟)	多摩市	愛宕1-2	38.7	1	18,400	35,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (1-2-2号棟)	多摩市	愛宕1-2	38.7	1	18,400	35,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-5号棟)	多摩市	愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-4号棟)	多摩市	愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-5号棟)	多摩市	落合4-4	51.1	1	25,900	39,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-4号棟)	多摩市	貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (3号棟)	多摩市	鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,200
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート (4号棟)	稲城市	大丸82	51.0	1	26,900	58,900

●東京都告示第七百九十一号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
大森西七丁目アパート (20号棟)	大田区大森西七丁目八番	高層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	三二、六〇〇円	六六、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、一〇〇円	七八、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四五、一〇〇円	九二、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五三、九〇〇円	一一〇、四〇〇円
船堀二丁目第2アパート (5号棟)	江戸川区船堀一丁目三番	同右 三四・六平方メートル	一一二戸	三一、〇〇〇円	六三、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三六、二〇〇円	七四、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	一四戸	四二、五〇〇円	八七、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	同右	四二、三〇〇円	八七、三〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五一、二〇〇円	一〇五、四〇〇円
昭島福島町アパート (2号棟)	昭島市福島町千三番地四	中層耐火 三四・六平方メートル	五戸	二六、六〇〇円	五八、九〇〇円
同右	同右	高層耐火 同右	七九戸	同右	同右
同右	同右	中層耐火 四〇・四平方メートル	五戸	三一、一〇〇円	六八、八〇〇円
同右	同右	高層耐火 同右	四七戸	同右	同右
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	一二戸	三六、五〇〇円	八〇、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三六、八〇〇円	八一、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四四、〇〇〇円	九七、二〇〇円

●東京都告示第七百九十二号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

豊洲四丁目アパート

江東区豊洲四丁目五番

中層耐火

三三・四平方メートル

六〇戸

構造及び規模

(5号棟)

豊島三丁目アパート

(2号棟)

北区豊島三丁目十一番

同右

三六・二平方メートル

二五戸

第3板橋富士見町アパート

(10号棟)

板橋区富士見町二十六番

同右

三二・六平方メートル

三〇戸

●東京都告示第七百九十三号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一條において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十一月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート (2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート (2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	1	46,700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート (5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (3号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (42-15号棟)	渋谷区笹塚2-42	51.9	1	44,500
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,200
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (3号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	23,000
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,800
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900
再開発	高層耐火	小松川アパート (2号棟)	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,800

●東京都告示第七百九十四号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

水元小合アパート駐車場 葛飾区南水元三丁目 四二区画
三番

長房北アパート駐車場 八王子市長房町七百 二五区画
十九番地

●東京都告示第七百九十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

練馬北町二丁目第4ア パート駐車場 練馬区北町二丁目十 三一区画
一番ほか

●東京都告示第七百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

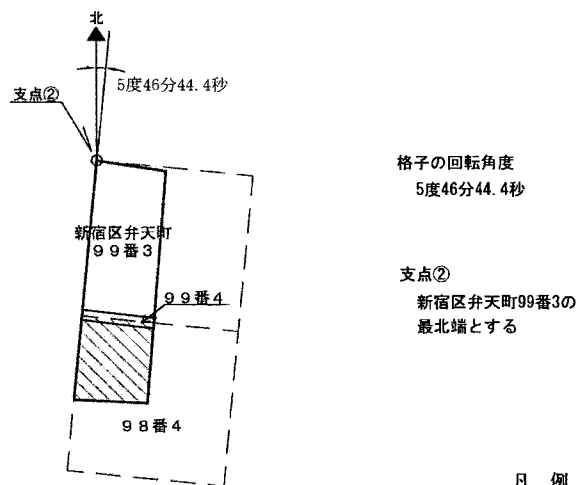
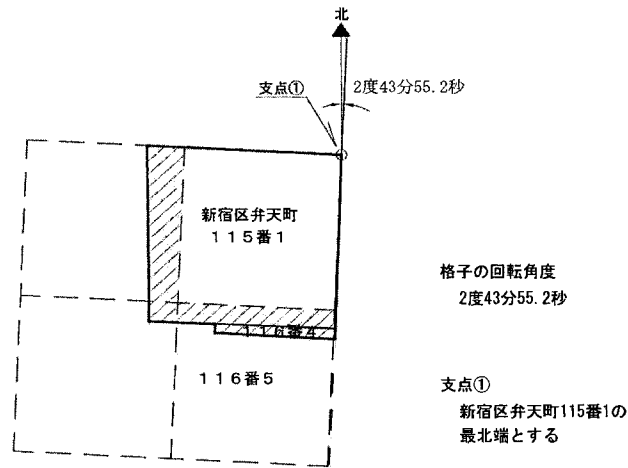
平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区弁天町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- : 単性格子
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

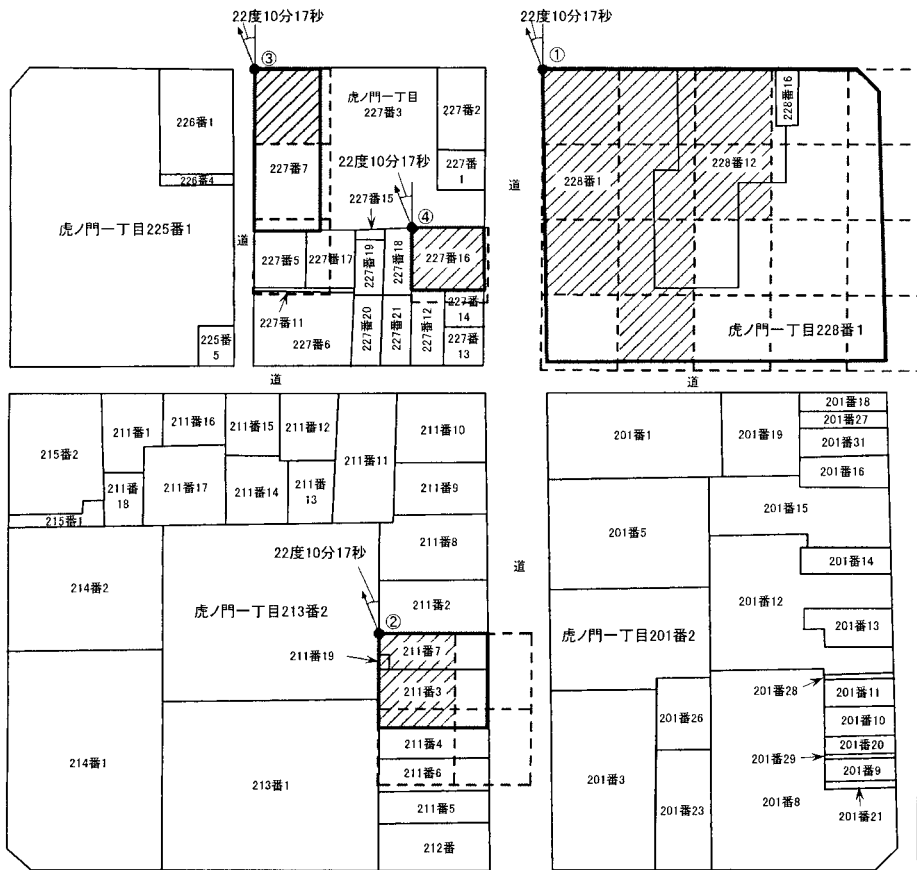
平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区虎ノ門一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



- 【 凡 例 】
- : 単位区画
 - : 筆境界(地番境界)
 - : 敷地境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

- 【 支 点 】
- ①: 支点は、港区虎ノ門一丁目228番1の最北端とする。
 - ②: 支点は、港区虎ノ門一丁目211番7の最北端とする。
 - ③: 支点は、港区虎ノ門一丁目227番7の最北端とする。
 - ④: 支点は、港区虎ノ門一丁目227番16の最北端とする。

【 格子の回転角度(22度10分17秒) 】
①から④までの格子の回転角度は、各支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八
条第七項ただし書の規定に基づき、平成八年東京都告示
第十二号で告示した三宅島富賀山鳥獣保護区の存続
期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十
五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

三宅島富賀山鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

三宅島三宅村阿古八百九十一番二地先の都道二百十二
号線と村道富賀山線との交点を起点とし、同地点から同
村道を南方に進み、同村道と村道富賀下線との交点に至
り、同地点から北東方に進み、村道薄木四号線及び村道
薄木五号線との交点を経て同都道との交点に至り、同地
点から同都道を南東方に六百メートル進み、同村阿古千
二百三十二番地先に至り、同地点から直線で北東方に進
み、同村阿古千二百十八番二地先の東山三角点に至り、
同地点から南東方に斜面を下り沢に至り、同沢を南に三
百メートル下り、同地点から南西方に進み、同村阿古千
二百十七番地先で同都道に至り、同地点から南西方に進
み海岸線に至り、同地点から海岸線に沿って西方に進み、
新鼻及び間鼻を経て富賀浜に注ぐ富賀山沢に至り、同地
点から同沢を上流に進み、起点に至る線により囲まれた
区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成四十八年十月三十一
日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、三宅島の南西部の沿岸の陸域に位置し
ている。

当該区域は、大部分が広葉樹の天然林及び二次林で
覆われており、富賀浜及び新瀨池跡は草地となってい
る。

当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和
二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項に規定す
る天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジマ
ムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメのほか、
ウチヤマセンニュウ、オーストンヤマガラ等の希少種
が多く確認されている。

また、哺乳類では、キクガシラコウモリ等の種が確
認されている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある
区域と認められることから、法第二十八条第一項の規
定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 利用者による鳥獣やその生息環境への影響を必要
最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護管理
員による巡視を行うとともに、三宅村及び関係機関
との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発

活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握
するため調査を実施する。

●東京都告示第八百号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八
号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力す
る旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所 在 地 撤回年月日

医療法人社団大坪 文京区大塚四丁目四 平成二十八年
会小石川東京病院 十五番十六号 十月一日

●東京都告示第八百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から起算し
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 神楽坂高円寺

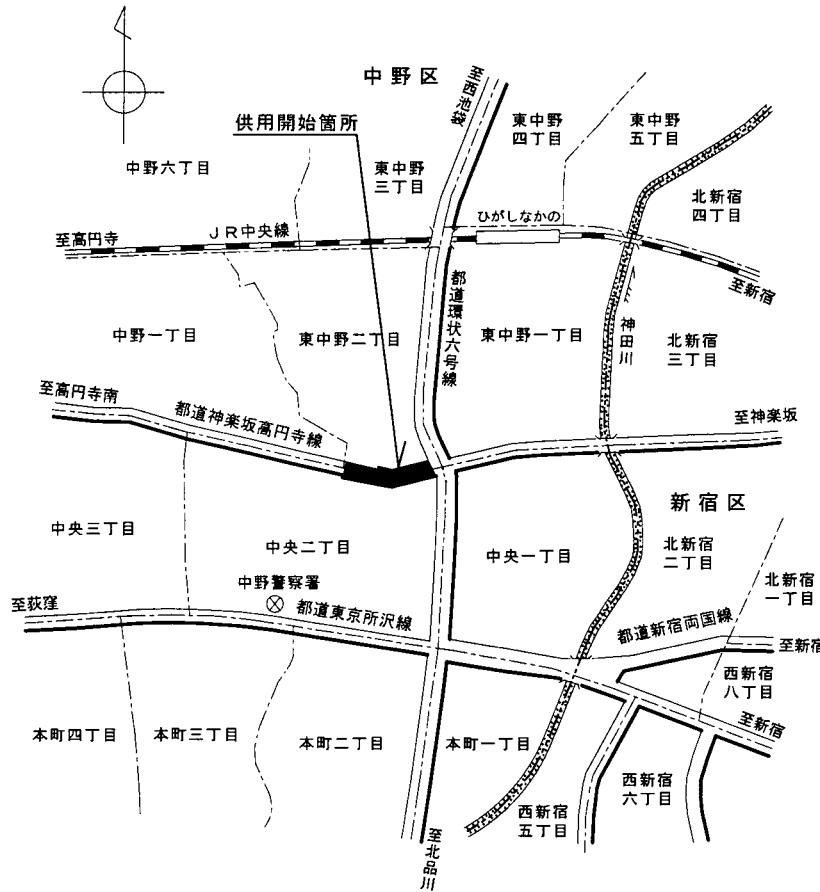
二 供用開始の区間 中野区中央二丁目七十三番七地先か
ら同所七十六番二地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

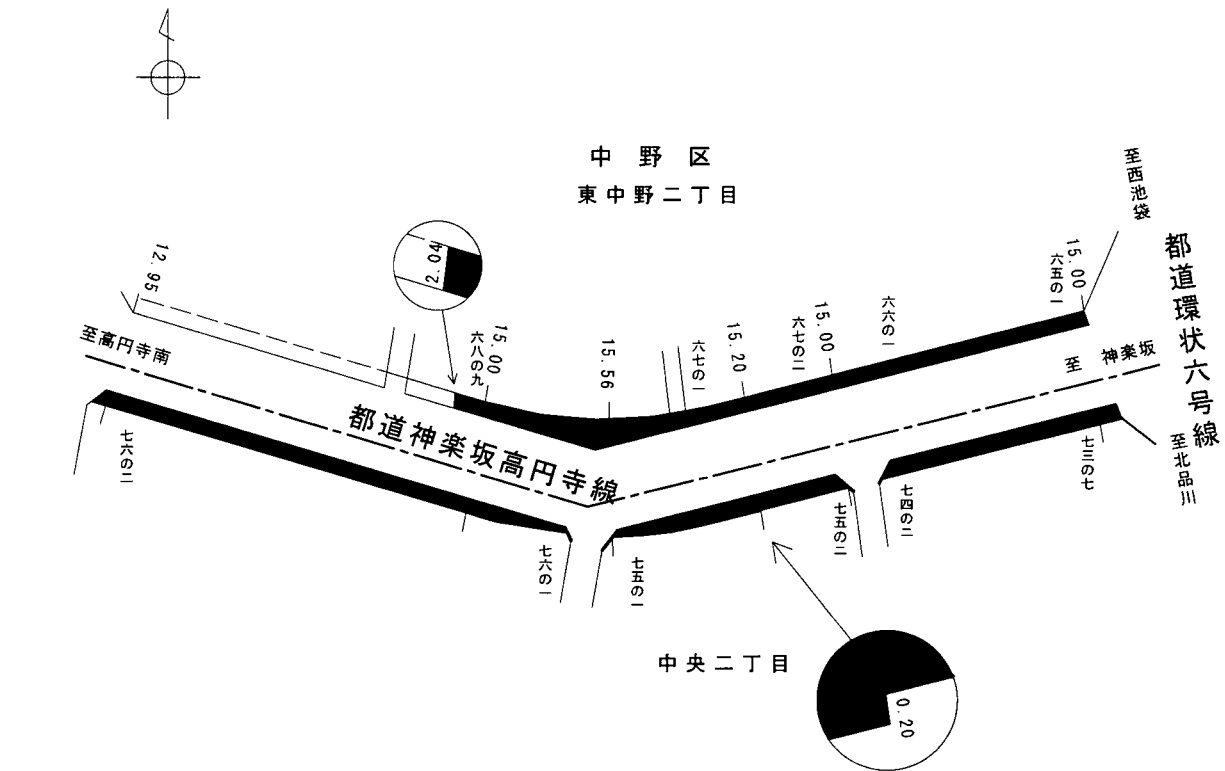
四 供用開始の期日 平成二十八年十月三十一日

別図

都道神楽坂高円寺線供用開始略図
中野区中央二丁目地内



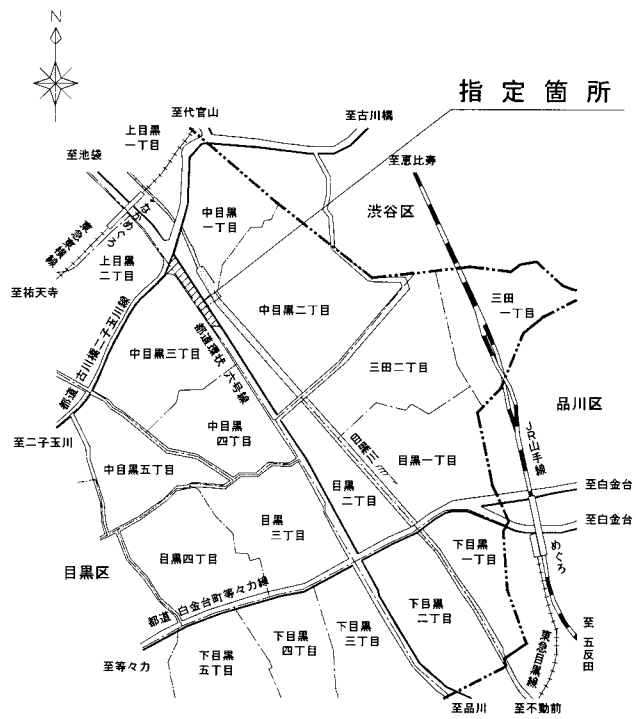
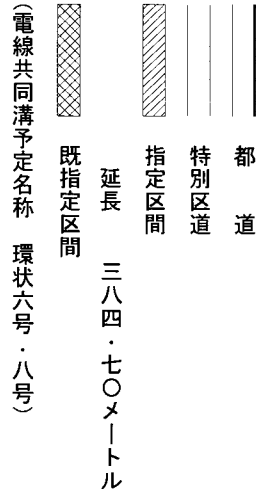
都道
 特別区道
 供用開始区域
 延長 一七七・一三メートル
 面積 五七七・六九平方メートル
 計画線



●東京都告示第千八百二二号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

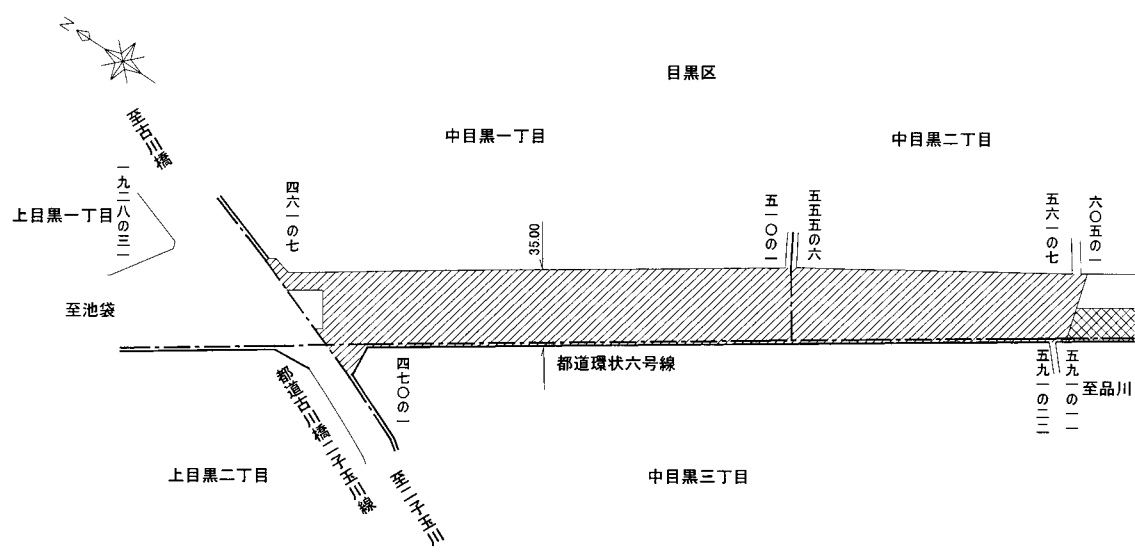
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道環状六号線
 目黒区中目黒二丁目〜中目黒一丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十八年十月三十一日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道環状六号線

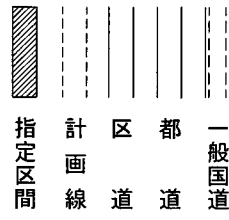
二 指定する区間 目黒区中目黒二丁目六百五番一地先から同区中目黒一丁目四百六十一番七地内まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり



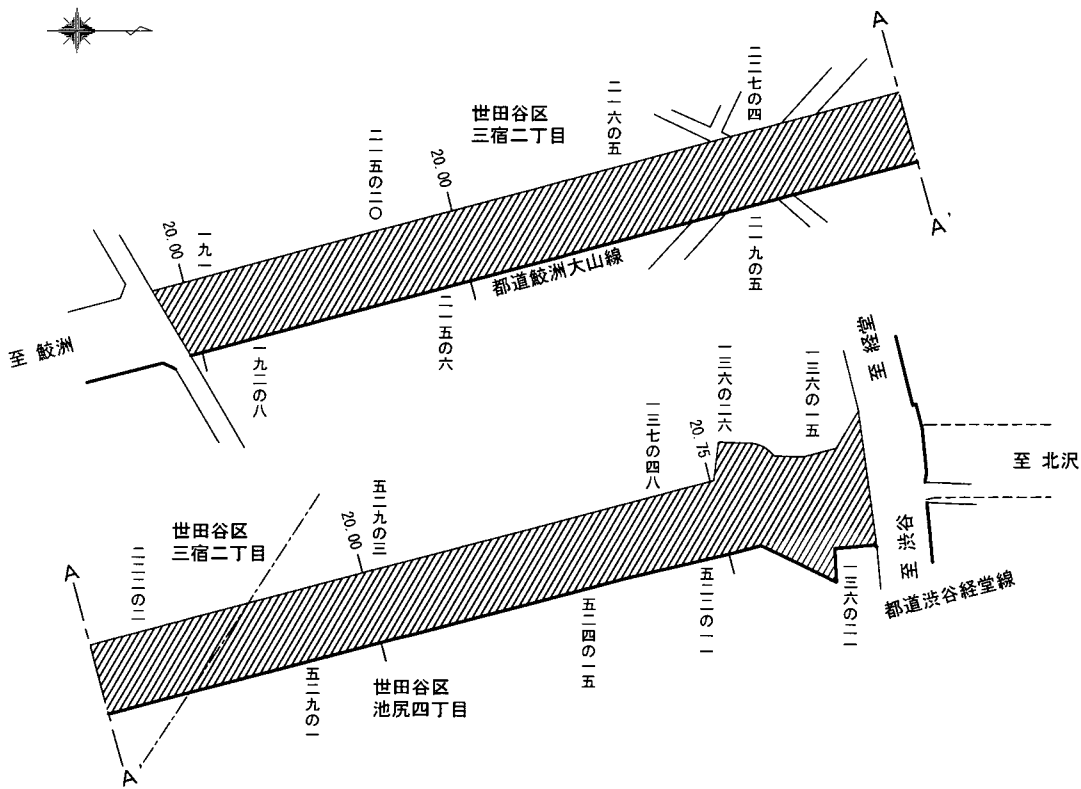
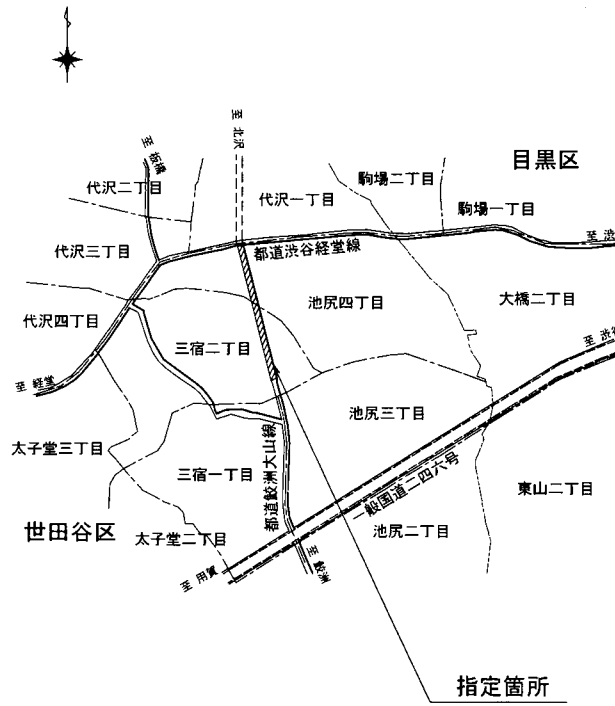
●東京都告示第千八百三十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道鮫洲大山線
 世田谷区三宿二丁目～池尻四丁目



延長 四三三・九六メートル
 (電線共同溝予定名称 鮫洲大山・十号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十八年十月三十一日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道鮫洲大山線

二 指定する区間 世田谷区三宿二丁目百九十一番地内から同区池尻四丁目百三十六番十五地内まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人GEWEEL
- 三 代表者の氏名
村松 邦子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂三丁目二十一番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本社会において多様な個性を持つ魅力あふれる人々が活躍し、成長していく組織と社会の実現を目指すことを理念とし、真のダイバーシティ&インクルージョン(D&I)リーダーシップの実践と、その支援を通して、組織・社会に貢献することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人モア・グリーン税理士の森基金

三 代表者の氏名
石田 通野

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番六号 税理士会館内

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、日本国内及びグローバル等の緑化に関する事業を行うことを通じて、自然環境の保全が国際的視野から行われる必要性のあることの啓発を図り、自然と人間が共生できる美しい地球の維持に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター

三 代表者の氏名
小林 米幸

四 主たる事務所の所在地
東京都町田市小川千五百四十六番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、不特定かつ多数の在日外国人が「より安心して日本で生活出来る」様、外国語による医療情報の提供、日本の医療・福祉・保険制度の説明等を通して、彼らの「より良き生活、より良き未来」の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハッピーライフ

三 代表者の氏名
西野 貴幸

四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区中葛西五丁目二十二番八号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として障害者が地域で安心して暮らし、社会参加できるように生活援助及び障害者の自立援助などの事業を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人海に学ぶ体験活動協議会

三 代表者の氏名
三好 利和

四 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門三丁目一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、海辺の自然体験活動憲章の精神に基づきながら、豊かで美しい海を次世代へ継承し、持続可能な社会を創造していくためには、より多くの人々が海辺の自然を楽しみつつ、海への正しい理解を深め、海辺の環境を保全することの大切さを学ぶことのできる「海辺の自然体験活動」を活性化することが重要であるという理念のもと、海辺の自然体験活動を推進する幅広い個人及び団体間の交流を支援し、継続的な海辺の自然体験活動を支える指導者を育成する他、海辺の自然体験活動を円滑に推進するために必要な調査研究や普及啓発を図り、もって良好な海辺の環境の保全及び創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日
 平成二十八年十月三十一日
 東京都知事 小 池 百合子
- 二 特定非営利活動法人の名称
 平成二十八年八月三日
 特定非営利活動法人横河武蔵野アトラスターズ
- 三 代表者の氏名
 山崎 正晴
- 四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都武蔵野市中町二丁目九番三十二号

- (1) 東京都さらには全国におけるラグビーを中心とするスポーツの普及及び振興と都民の健康増進に寄与する。
 - (2) 子供から大人までスポーツをこよなく愛する方や、これに限らず広くスポーツを愛する方々に対し、地域における活動の場の提供やスポーツを通じたボランティア活動の場を提供する。
 - (3) 幼少からの一貫した指導を通じ競技力の向上に寄与する。
 - (4) 上記の目的を支える上で、活躍の場を求めるラグーが集い、強く・愛される全国レベルのトップチームを編成する。
 - (5) ラグビーを中核としたスポーツタウンをつくり、地域の活向上や地域振興に寄与する。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
 平成二十八年八月五日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人居場所コム
 - 三 代表者の氏名
 秋元 康雄
 - 四 主たる事務所の所在地
 東京都文京区本駒込五丁目十一番四号
 - 五 定款に記載された目的
 この法人は、地域の快適な居場所づくりや地域コミュニティの醸成に関する支援事業を行い、地域の人々が集

い、助け合い、地域の人たちの顔が見える、また、温かさを感じることで居場所づくりに貢献していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
 平成二十八年八月八日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人日中文化経済推進機構
 - 三 代表者の氏名
 朝倉 英二
 - 四 主たる事務所の所在地
 東京都豊島区東池袋三丁目七番八号 セントヒルズ池袋三〇二号
 - 五 定款に記載された目的
 この法人は、日本国と中華人民共和国の両国民間の相互理解と友好関係を増進するため、両国民間の経済交流、文化交流、教育交流等のための総合理解事業を推進し、もって両国民間の理解の向上、関係発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
 平成二十八年八月八日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人さとやま学校・東京
 - 三 代表者の氏名
 根本 二郎
 - 四 主たる事務所の所在地
 東京都西多摩郡檜原村四千八百十四番地

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、檜原村および周辺地域に於いて、広く一般市民を対象として、環境教育や地域活性化事業の実施、自然や生活文化の保全再生への協力、都市山村交流の推進などを行い、この地域で育まれてきた豊かな里山の文化と自然を次世代へと引き継ぐと共に、人と自然の調和のとれた社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年八月八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ALMundoバスProject</p> <p>代表者の氏名 三吉 聖王</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都八王子市元横山町一丁目二十五番六号</p> <p>定款に記載された目的</p> <p>この法人は、日本国内外に対して、破棄されるサッカーボールを被災地や戦災地及び開発途上国へと届けることによる社会貢献活動を行い、サッカーを通じた人的文化的交流を深め、子どもの自立と社会参加の増進及び共生社会の実現及び、文化、スポーツの拡充振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十月三十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ぱれっと</p> <p>二 代表者の氏名 相馬 宏昭</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区東二丁目十一番四号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人健康と病いの語りデイベックス・ジャパン</p> <p>二 代表者の氏名 別府 宏圏</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座八丁目四番二十五号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会</p> <p>二 代表者の氏名 渡部 享宏</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p>	<p>東京都豊島区南大塚三丁目三十六番七号 南大塚T&Tビル六階</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人生態工房</p> <p>二 代表者の氏名 安部 邦昭</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番地二十二号 フラットK一〇一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人悠声会</p> <p>二 代表者の氏名 土田 義男</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区芝四丁目三番二号 三田富洋ハイツ四一〇</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター</p> <p>二 代表者の氏名 田中 美枝子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館八階</p> <p>四 その他の事務所 大阪府大阪市中央区本町橋二丁目三十一番地</p>
--	--	--

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。平成二十八年十月三十一日

一 名称

東京都知事 小 池 百合子

二 代表者の氏名

有馬 利男
大西 健丞

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町三丁目六番五号 麹町GN安田ビル四階

四 その他の事務所の所在地

- (一) 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号 仙台松井ビル六階
- (二) 岩手県遠野市早瀬町二丁目五番四十一号
- (三) 福島県福島市大森字街道下三十九番一号 チェリールハイツカイドー一〇一号室

一 名称

特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会

二 代表者の氏名

佐藤 征紀

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目二十四番十一号 NTT上野ビル

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市天王寺区清水谷町二番三十七号 NTT清水谷ビル

管理処分計画の変更について

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業(第六工区)の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。平成二十八年十月三十一日

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第二種市街地再開発事業の名称

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所
江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称

江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日

平成六年三月二十八日

六 管理処分計画について

都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第百三十三号)第四十六号の二第四号及び第五号に掲げる軽微な変更をした年月日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。平成二十八年十月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市南町四丁目千六百八十三番一、同番一地先、同番三、千六百八十五番二、千六百八十六番二及び千六百八十七番四 練馬区石神井町二丁目二十八番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

府中市住吉町四丁目二十五番一から同番四まで 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

武蔵野市関前四丁目千九十六番四、千二百番四及び千五百番四 新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一冊五〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 印刷 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001